

平成 22 年 5 月 20 日

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 第 1 回目の申請

### 株式会社エスエフシー新潟 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行  
動計画を策定する。

1.計画期間 平成 22 年 6 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日までの 5 年間

#### 2.内 容

目標 1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・ 計画期間中に一人以上取得すること。

女性社員・・・ 取得率 100%とすること。

〈対策〉

平成 22 年 6 月～

平成 22 年 6 月改正の育児休業法に基づいて就業規則を改定し、社員への  
周知徹底を行う。

平成 22 年 10 月～

イントラネットや説明会を利用して男性社員も育児休業を取得できること  
を周知する。

目標 2 育児休業終了後、社員が原職又は原職相当職に復帰できる環境の整備

〈対策〉

平成 23 年 1 月～

育児休業取得者の育児休業期間中において、代替要員を確保し復帰しやすい  
環境の整備に取り組む。